

特定電気用品適合性検査申請書 (1/2)

(法第九条第 1 項に基づく届出事業者による申請の場合)

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 御中

「特定電気用品適合性検査 申請処理フロー及び確認事項」に記載の内容に同意し、電気用品安全法第九条に規定の適合性検査の実施並びに証明書の交付を申請します。

(注：本様式中の□については、該当するものに「X」等でマークして下さい。)

1. 申請事業者^(注1)☐

届出製造事業者

☐

届出輸入事業者

事業者名： _____

住 所：〒 _____

申請事業者代表者氏名： _____

TEL： _____ FAX： _____

E-mail： _____

2. 申請担当者（該当する場合、1.の代表者以外の申請事業者の申請担当者）

事業所名： _____

住 所：〒 _____

所属・役職： _____

氏名： _____

TEL： _____ FAX： _____

E-mail： _____

3. 申請に関わる工場

海外製造事業者名^(注2)： _____海外製造事業者住所^(注2)： _____

工場名： _____

住 所：〒 _____

担当者名^(注3)： _____所属・役職名^(注3)： _____TEL^(注3)： _____ FAX^(注2)： _____E-mail^(注3)： _____

注 1：届出事業者であって、5. の適合性検査を自ら受けられる国内の製造或いは輸入事業者の方に限ります。

注 2：申請者が届出輸入事業者の場合のみ記載下さい。

注 3：申請者が届出製造事業者であって、工場のご担当者が 1.或いは 2.の方と異なる場合その方について記載下さい。なお、申請者が届出輸入事業者にあつては、必要な場合、テュフ・ラインランド・ジャパンから情報提供を求めますので当該注 3 の項目は申請時に記載不要です。

注 4：工場が複数の場合、「別紙のとおり」とし、全工場について上記該当項目を記した文書を申請書に添付下さい。

特定電気用品適合性検査申請書 (2/2)

4. 特定電気用品名：

5. 適合性検査の希望手続き

☐

一号検査

☐

二号検査

6. 技術基準省令への適合確認に適用した基準・規格

注：法第八条第1項に基づく技術基準省令への適合確認の際、申請者が適用した基準・規格を記載下さい。

7. 型式の区分 (別紙のとおり)

注：申請に関わる「型式の区分」を本申請書に添付下さい。

8. 特定電気用品の構造、材質及び性能の概要 (別紙のとおり)

注：申請に関わる特定電気用品の構造、材質及び性能の概要を記した文書を本申請書に添付下さい。

9. 電気用品製造（輸入）事業届出書のコピー

10. 証明書受領希望日： 年 月 日

11. 請求書送付先 ☐ 1.の会社代表者 ☐ 2.の申請担当者

12. 試験品の返却方法 (試験後の試験品の返却方法を記述下さい。)

13. その他 (申請に関わり特記事項があれば、ご記載下さい。)

申請日： _____

署名又は捺印： _____

(1.の会社代表者或いは2.の申請担当者の署名又は捺印)

<お問合せ>

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 カスタマーサービスセンター

E-mail info@jpn.tuv.com

東日本地域のお客様 電話番号 045-470-1850；西日本地域のお客様 電話番号 06-6355-5400

電気用品安全法施行規則第十三条第二号の「写し」発行申請書
(法第九条の適合性検査を受けた届出製造事業者による申請の場合のみ)

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 御中

下記記載証明書の「写し」の発行を申請します。

1. 申請者

会 社 名 : _____
住 所 : 〒 _____
所属・役職 : _____
申請担当者氏名 : _____
TEL : _____ FAX : _____
E-mail : _____

2. 申請に関わる証明書識別番号 : JD _____
「型式の区分」番号 : CL _____ (複数存在する場合)

3. 発行希望部数 : _____ 部

4. 証明書受領希望日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 電気用品製造（輸入）事業届出書のコピー（ラベルに表示する届出事業者が決まっている場合）

申請日 : _____ 署名又は捺印 : _____
(1.の申請担当者の署名又は捺印)

<お問合せ>

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 カスタマーサービスセンター

E-mail info@jpn.tuv.com

東日本地域のお客様 電話番号 045-470-1850 ; 西日本地域のお客様 電話番号 06-6355-5400

特定電気用品適合性検査 申請処理フロー及び確認事項 (1/4)

1. 申請処理フロー

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社（以下「TRJ」という。）による処理フローの概要は、以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|---|
| ステップ1：申請書・試験品等提出 | ： 申請者は TRJ へ申請書等（少なくとも、申請書及び費用算出ができるもの）を提出して下さい。
手続きの不明点等については、事前に当社担当者へご確認下さい。 |
| ステップ2：料金提示・確認 | ： TRJ から申請者へ見積りを提示し、合意の後、次のステップへ。
（申請者の提供情報に基づき算出。） |
| ステップ3：申請書等提出物確認 | ： ステップ1 或いはこのステップ3にて、適合性検査に必要な評価用製品や資料等を提出して下さい。 |
| ステップ4：不備事項等対応 | ： TRJ は、適合性検査実施上の不備・注意事項等の洗い出しを行い、適合性検査実施上の問題がある場合、その内容を申請者へ連絡します。問題解消後、次のステップへ。 |
| ステップ5：適合性検査実施 | ： TRJ は、適合性検査実施。 |
| ステップ6：不適事項対応 | ： 不適事項内容がある場合、TRJ はその内容を申請者へ報告。
申請者は改善対応を行いその内容を TRJ へ報告（含、改善品提出）。改善回数や期間に制限がありますので、ご注意下さい。
不適事項がない場合、ステップ7へ。 |
| ステップ7：証明書交付 | ： TRJ、証明書交付 |
| ステップ8：証明書・請求書送付 | ： TRJ から申請者へ証明書等送付 |

注1：法第9条第1項の規定に基づき、届出事業者である申請者は、以下の手続きの何れかを選択する必要があります。申請書様式中、各々、一号検査、二号検査と記しています。

- 一 当該特定電気用品
- 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備
その他経済産業省令で定めるもの

申請書作成の際、ご留意下さい。なお、一号は、2014年1月から採用の手続きであり製品の全数についての評価手続きであり、二号検査は、従来から行なわれている製品評価及び検査用設備の評価から成る手続きです。

注2：電気用品安全法の登録検査機関による適合性検査は、「電気用品の技術上の基準を定める省令」（以下、技術基準省令）への適合性確認の申請者の実施状況・能力を法で規定の方法を通じ確認することを目的としていることから、適合性検査に係る該当「型式の区分」や適用基準・規格等々に関しては、申請者からの情報が基本となります。

特定電気用品適合性検査 申請処理フロー及び確認事項 (2/4)

2. ご申請にあたっての確認事項

以下に掲げる事項は、適合性検査実施に際しての、TRJの「試験および認証規則」及び「一般取引条件」への追加事項です。事前に各事項を良く確認の上、申請を行なって下さい。なお、「試験および認証規則」ならびに「一般取引条件」については、[書式・資料ダウンロード（リンク）](#)で入手可能です。又は、申請書末尾に記載の連絡先へお問い合わせ下さい。

(1) (適合性検査実施のための準備及び協力)

- ① 適合性検査の実施に必要な文書類、情報、試験品等を提出下さい。詳細は、後段に記載の「特定電気用品適合性検査申請準備について」を参照下さい。
- ② 製造工場その他の施設への立入り、文書類の調査又は閲覧、要員への面接その他適合性検査の実施に必要な事項のための用意を行って下さい。

(2) (申請者としての遵守事項)

適合性検査実施又は証明書の交付を受けるに際し、以下の事項を遵守下さい。

- ① 電気用品安全法（以下、電安法）の規定事項を履行すること。
参考：電安法或いはその関係政省令等が改正されることがあります。係る場合、適宜改正内容を確認し、自らの責任の下適切に対処して下さい。
電安法手続きの詳細は、経済産業省公表の「電気用品安全法 法令業務実施ガイド」を参照下さい。
(入手先：[製造・輸入事業者ガイド（リンク）](#))
- ② 製造・輸入する特定電気用品が、技術基準省令に適合するようにすること。また、電安法第八条第2項の検査を実施し、法の規定に従い記録を作成し、それを保存すること。
- ③ 適合性検査の実施に必要な準備をすべて行うこと。
- ④ 電安法に基づく認証範囲と整合した、認証に関する表明を行なうこと。
- ⑤ TRJの評価を損なうような認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は範囲を逸脱するような認証に関する表明は行わないこと。
- ⑥ 証明書の一時的停止又は取消しについて電気用品安全法では特定の手続きを定めていません。しかし、(必要な場合、経済産業省と相談の上で) TRJが、当該措置を行うことを決定した場合、該当適合性検査又は証明書を言及しているすべての宣伝、広告等を中止し、TRJの要求に基づき該当証明書その他の関連文書の原本をTRJに返却すること。
- ⑦ TRJは、電安法施行規則第十三条第二号で規定する「写し」発行の申請(届出製造事業者からの申請に限る)を受け、「写し」を申請者へ発行できますが、その発行する「写し」は、電安法の規定に基づいて取り扱うこと。また、自ら証明書を複写し「写し」として使用せず、また、誤解されるような使い方をしないこと。
- ⑧ 書類、パンフレット、宣伝・広告等の媒体で適合性検査、証明書等について言及する場合は、電安法の規定及びTRJの要求事項に従うこと。
- ⑨ 電安法第十条、技術基準省令、適用基準・規格等々に基づく表示は、それらの規定に従ったものであること。
- ⑩ 技術基準省令への適合を含む電安法の諸規定に影響する可能性のある変更を行なう場合、電安法の規定を考慮し適切な処置(含、その内容により経済産業省及び/或いはTRJへの報告)を行なうこと。
- ⑪ 求めに応じ発行する報告書はその一部を抜粋し或いは誤解を招くような方法で使用しないこと。なお、報告書発行は、有料です。
- ⑫ 製造・輸入する特定電気用品に関わる市場での事故等生じた場合、適切な対応を行なうこと。技術基準省令等への適合に係る苦情の記録は、必要に応じTRJ或いは経済産業省が利用できるようにすることを含む。参考：[製品安全ガイド（リンク）](#)

特定電気用品適合性検査 申請処理フロー及び確認事項 (3/4)

(3) (技術基準省令への適合性の維持確保)

(2)に記載の事項に留意し、証明書交付後、法第八条の規定を正しく理解し、取り扱う特定電気用品の技術基準省令への適合維持を自ら確保して下さい。

(4) (料金)

提出のあった文書・試験品等の不備・不適事項に対する改善を申請者が行なう場合、当該問題が申請者の責任の下にあり、当初予定になかった追加作業が必要な場合、TRJは申請者へ追加作業に要する費用を連絡し、申請者とその支払いを確認します。支払いに不合意の場合、処理を中止し、それまでの実費を請求します。

注：料金は、申請時にご指定頂く適合性検査手続き、技術基準省令への適合を確認する際に適用する基準・規格、評価品の構造・部品／材料・機能等々の違いにて、適合性検査の作業内容が異なってくることから一律ではありません。例えば、適用基準・規格が技術基準省令解釈にないものである場合、それ自体の技術基準省令への適合性確認を評価し、問題ない場合にのみ適合性検査が実施可能となります。技術基準省令解釈にないものを申請製品に適用する場合、そのものが技術基準省令へ適合することを申請者として評価し、その証拠としての評価記録を作成し、申請の際ご提出下さい。TRJは、申請者の評価の妥当性を確認すると共に、必要に応じ、経済産業省とその適用判断について確認します。問題ないと判断した場合に、その基準・規格を適用します。また、適合性検査手続きの一つである一号検査についても特別な考慮が必要です。すなわち、申請品の状態の違いに応じた評価方法を設定する必要があり、特に問題となるのが評価品とそれ以外の製品の同一性確認です。申請品の状態によっては適合性検査自体の実施が困難な場合もあり得ます。このように、料金は、適合性検査の内容に大きく左右されます。後々の問題を回避するために、申請前にTRJの担当者と十分事前確認して頂きますようお願いいたします。

(5) (申請者)

電気用品安全法第九条第1項の適合性検査の申請者は、届出製造事業者（該当電気用品の製造者）または届出輸入事業者のみであり、当該事業者は、電気用品安全法第八条の規定を自ら履行することを要求されています。

参考：国内輸入事業者の場合、法に規定の検査を自ら行うことができない場合があります。その場合、登録検査機関は、法第九条に基づく施行規則第十三条第一号の規定に基づき、海外製造事業者（該当電気用品の製造者）からの申請を受け、当該事業者へ「証明書と同等なもの」及びその「写し」を発行でき、国内輸入事業者は、その「写し」を海外製造事業者から入手することができます。同様の手続きが、届出製造事業者（該当電気用品の製造者）からの申請を受け発行する「証明書」の「写し」の場合にもあります。
詳細は、「電気用品安全法 法令業務実施ガイド」を参照下さい。

(6) (申請書)

申請にあたっては、当文書に添付の「特定電気用品適合性検査申請書」をご使用下さい。

(7) (適合性検査関連業務委託先の利用)

TRJは適合性検査実施に際し、製品評価等一部業務を委託する者としてTRJが経済産業省に届け出た委託先を利用する場合があります。「適合性検査関連業務委託先リスト」を参照下さい。委託先の選定等についてはTRJに一任することに合意下さい。

なお、委託先の利用について特段の条件がある場合は、「特定電気用品適合性検査申請書」の「12. その他」にご記載下さい。

特定電気用品適合性検査 申請処理フロー及び確認事項 (4/4)

(8) (検査機関名表示)

証明書交付後、該当電気用品に対し、電気用品安全法施行規則第十七条に基づく表示を電気用品安全法第三条に規定の届出事業者が行う必要がありますが、その際の TRJ に係る表示は、以下の何れかとなります。

－ テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 (TRJ の正式名称)

－  (電気用品安全法施行規則第十七条第 3 項の規定に基づく届出済商標)
表示に際しては、[施行規則\(リンク\)](#)の第十七条及び別表第六を参照下さい。

－ TÜV RJ (電気用品安全法施行規則第十七条第 3 項の規定に基づく承認済略称)
表示に際しては、[施行規則\(リンク\)](#)の第十七条及び別表第六を参照下さい。

注：電安法第十条に基づく表示(特定電気用品の場合：、届出事業者名、登録検査機関名。詳細は施行規則第十七条を参照して下さい)は、電安法で規定の諸事項を届出事業者が全て適切に履行しているとの宣言との意味合いがあります。当該表示を行う場合、関係履行事項が適切に実施済であることを必ず確認するようにして下さい。なお、多くの届出輸入事業者の場合、本申請を自ら行なうことなく、電安法施行規則第十三条第一号の手続きに基づき、外国製造事業者が自らその申請をし、その申請に従い登録検査機関が交付した「証明書と同等なもの」の「写し」を外国製造事業者から受け取り、本申請に代わるものとして「写し」を保存されることが考えられます。この場合、上記表示に関する責任はすべて当該届出輸入事業者の方の下にあります。一部外国製造事業者や届出輸入事業者の方々の中には、外国製造事業者が当該表示をできると誤解されておられる場合が散見されます。電安法施行規則第十三条第一号の手続きに基づき「写し」を保存して、電安法第九条の適合検査申請に替えられる場合、当該外国製造事業者が、電安法第八条や第十条の要件等を正しく理解し適切な管理をするよう指導・管理する責任は、最終的に届出輸入事業者にあることに留意し、当該外国製造事業者との適切な協力関係を構築するよう努めてください。

(9) (適合性検査の結果が不適合の場合の処置)

不適合事項を取りまとめ申請者へ報告し、改善措置を再評価します(但し、最大 2 回且つ 1 年以内)が、不適合が解決されない場合、そのプロジェクトは、不適合として処理します。

(10) (立入検査等に関わる対応)

経済産業省では、電安法第四十六条に基づく届出事業者への立入検査や電気用品の試買試験等を通じ、電安法第八条その他関係事項の適切な履行の状態を調査しています。係る経済産業省の活動に関わり、経済産業省或いは電安法にてその任を委託された機関から立入検査等に関わる問い合わせを受けた場合、適切に対応して下さい。

特定電気用品適合性検査申請準備について (1/2)

1) 「特定電気用品適合性検査申請書」

申請書様式については、「特定電気用品適合性検査 申請処理フロー及び確認事項、2. ご申請にあたっての確認事項、(6) 申請書」を参照下さい。その他の様式を利用される場合、所定様式にある該当事項と共に、「特定電気用品適合性検査 申請処理フロー及び確認事項、2. ご申請にあたっての確認事項」について、確認及び合意したものである旨記載してください。

2) 型式の区分

経済産業省のホームページ中の[施行規則（リンク）](#)でも確認可能ですが、当社登録の範囲の品目について、品目毎の「型式の区分」表を準備していますので必要な場合はお申し出下さい。

3) 製品の構造、材質及び性能の概要

特別な様式を規定していません。製品の構造、材質及び性能について記述している文書であれば問題ありません。

4) 製造工場リスト（工場名、住所、担当者名、連絡先 TEL・FAX・E-mail）

申請書様式に記載のとおり、2以上の工場がある場合、別紙として記載の上添付して下さい。

5) 一号検査での申請の場合

一号検査の場合、申請される製品ロットの内容を精査し、適合性検査の全体計画を立案する必要があります。一号検査での申請を計画される場合、申請を行なう前に事前相談して下さい。これは、製品ロット全体が技術基準省令へ適合していることを確認する上で重要であり、一方、通常の製品評価は製品破壊の結果となることから、製品数の少ないロットの場合、特別な対処が必要とご理解下さい。

6) 検査設備リスト（二号検査での申請の場合）（工場毎にご提出下さい。）

検査設備の検査内容は、電気用品安全法施行規則（上記2）のURL参照）の別表第四中の該当電気用品の区分を参照下さい。

また、施行規則で要求の設備管理についての社内手続きが確立されているか確認します。精度を要求される設備については、設備リストと共に校正証書の複写が必要です。前述社内手続き文書と共に事前に、または現地調査時に複写を提出下さい。

申請に関わる工場が複数ある場合、工場毎に提出下さい。

7) 技術資料

一般的には、以下のものが必要になります。

a) 回路図

b) 重要部品リスト

注：検査対象特定電気用品に実際に使用されている部品を記載下さい。将来の代替等考慮し、「同等品」「代替品」等と記載され、実際に実装又は添付されていないものは検査しません。係る部品・材料については、法第八条の規定に基づき自ら技術基準省令への適合性を確認下さい。

c) 取扱説明書（日本語版）

d) 完成品・使用部品等の仕様書、構造図、配線図、基板のパターン図等

e) 使用部品・材料の証明書（該当するものがある場合）

f) 特殊操作・扱い等ある場合、それを記した文書

g) 最終定格表示デザイン図（法第十条の表示を含んだ最終定格ラベル等が最善です。）

製品によっては、上記以外のものが必要となる場合があります。仔細は、申請前或いは申請時に、TRJ 担当者へご確認下さい。

特定電気用品適合性検査申請準備について (2/2)

8) 試験品等

申請に関わる文書類、当該特定電気用品、ご要望日程、その他の事項を考慮し適合性検査実施に支障なきよう考慮の上、ご提出頂く試験品の数を TRJ から連絡します。詳細は、TRJ 担当者へご確認下さい。

注：一号検査の場合、申請ロットから少なくとも 1 製品を TRJ が選択し試験用とします。複数必要な場合、申請者へその旨連絡します。加えて、試験品との同一性を確認するために申請ロット中から更に同一性確認用に製品を抽出します。

注 2：ご提出頂く書類（1）「特定電気用品適合性検査申請書」、2）型式の区分、3）製品の構造、材質及び性能の概要 7）技術資料）にリストされている文書）と試験品の仕様が一致していることをご確認の上、ご送付下さい。

9) 申請書様式中の 1. 又は 2. 以外の方（申請事業者以外の方）を通じて、申請手続きを行なう場合

申請書様式中の 1. の申請事業者の代表者作成による当該者への申請手続きの業務委託の旨を記し、捺印又は署名した文書を提出下さい。なお、その文書に業務委託先担当者及びその方の連絡先情報を記載下さい。

適合性検査関連業務委託先リスト (1/2)

1. テュフ ラインランド グループメンバー

1) TÜV Rheinland Taiwan Ltd.

所在地： 11F, No. 758, Bade Rd., Sec. 4, Songshan Dist., Taipei 105, Taiwan, R.O.C.

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

2) TÜV Rheinland Hong Kong Ltd.

所在地： 3-4/F., Fou Wah Industrial Building, 10-16 Pun Shan Street, Tsuen Wan, N.T. Hong Kong

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

3) TÜV Rheinland Korea Ltd.

所在地： B2, Young City, N-Tower, 25, Mullaero 28-gil, Yeongdeungpo-gu, Seoul, 07298, Rep. of Korea

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

4) TÜV Rheinland (Shanghai) Co., Ltd.

所在地： No.177, Lane 777, West Guangzhong Road, Shanghai 200072, P.R. China

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

5) TÜV Rheinland (Shenzhen) Co., Ltd.

所在地： 16-18F, Tower A Building 2, Shenzhen International Innovation Valley, Dashi No.1 Road, Nanshan District, Shenzhen 518052, P.R. China.

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

6) TÜV Rheinland (Guangdong) Ltd.

所在地： No.199 Kezhu Road, Guangzhou Science City, Guangzhou, Guangdong 510663, P.R.China

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

7) TÜV Rheinland Thailand Ltd.

所在地： 18th Floor Tararom Business Tower, 2445/36-38 New Petchburi Road, Bangkok, Huay Kwang, Bangkok 10320, Thailand

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

8) TÜV Rheinland InterCert Kft., MEEI Division, Products

所在地： Gizella út 51-57. HU-1143 Budapest, Hungary

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

9) TÜV Rheinland/ CCIC (Ningbo) Co., Ltd.

所在地： 3F, Building C13, R&D Park, No. 32, Lane 299 Guanghua Road, National Hi-Tech Zone, Ningbo 315048, P.R. China

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

10) TÜV Rheinland / CCIC (Qingdao) Co., Ltd.

所在地： 6F, No. 2 Building, 175 Zhuzhou Road, Qingdao, Shandong 266101, P.R. China

委託業務： 製品試験及び製造事業者設備検査

適合性検査関連業務委託先リスト (2/2)

11) TÜV Rheinland Vietnam

所在地：Unit 805-806, Centre Point Building, 106 Nguyen Van Troi St., Ward 8, Phu Nhuan Dist., Ho Chi Minh City, Vietnam

委託業務：製品試験及び製造事業者設備検査

12) TÜV Rheinland of North America, Inc.

所在地：12 Commerce Road, Newtown, CT 06470, USA

委託業務：製品試験及び製造事業者設備検査

13) TÜV Rheinland LGA Products GmbH

所在地：Tillystr. 2, 90431 Nürnberg, Germany

委託業務：製品試験及び製造事業者設備検査

14) TÜV Rheinland (India) Pvt. Ltd.

所在地：27/B, 2nd Cross, Electronic City, Phase 1 Bangalore - 560 100, Karnataka, India

委託業務：製造事業者設備検査

15) TÜV Rheinland Malaysia Sdn Bhd.

所在地：No 27 Metropolitan Business Park, Jalan Para U8/103, 40150 Shah Alam, Selangor, Malaysia

委託業務：製造事業者設備検査

16) TÜV Rheinland Philippines, Inc.

所在地：Ground Floor La Fuerza Building 1 2241 Don Chino Roces Avenue, Makati City, Philippines 1231

委託業務：製造事業者設備検査

2. テュフ ラインランド グループ メンバー以外

なし